

鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域の振興と連携し、地域において高校生の意見や発案を具体化することを通じて、生徒達の成長と地域の活性化を図る取組を支援することを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 本事業は、県内の中山間地域において、関係市町や県の中山間地域振興チーム（担当）及び県立高校が連携し、地域の中に高校生の活動の場所を提供し、高校生の意見や発案を具体化することを通じて、地域への愛着を育み、地域の活性化につなげていく取組に必要な経費を助成する事業とする。
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
 - (1) 中山間地域に所在する県立高校に係る取組であること、または中山間地域内で県立高校の生徒が行う取組であること。
 - (2) 宗教活動、政治活動でないこと。
 - (3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
 - (4) 助成対象経費について県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、市町、高校、地域住民及び県などで構成される実行委員会とする。
- 2 関係市町及び県立高校は、県等が行う成果普及に係る取組（各種研修会や成果発表会での活動報告）に協力するものとする。
- 3 本事業の事業実施主体は、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

- 1 直接補助の場合
 - (1) 事業実施主体は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る様式第1号及び要綱第5条第2項に係る申請書（以下「申請書」という。）を作成し、別表のとおり知事又は各総合事務所長（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
 - (2) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。
- 2 間接補助の場合
 - (1) 事業実施主体は、申請書を作成し、当該事業実施地を管轄する市町長に提出するものとする。
 - (2) 市町長は、(1)により提出された申請書を適当と認めるときは、規則第5条に係る様式第1号を作成し、(1)の申請書とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。
 - (3) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月5日から施行する。

別表

1 地 区	2 該当市町	3 宛 先	4 提出先
東 部	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	<u>鳥取県東部地域振興事務所長</u>	<u>東部振興課</u>
中 部	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	鳥取県中部総合事務所長	地域振興局
西 部	米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町	鳥取県西部総合事務所長	地域振興局
日 野	日南町、日野町、江府町	鳥取県西部総合事務所日野地域振興センター所長	日野振興センター